

令和8年度庄内町風車村地域おこし協力隊募集要項

【目的・趣旨】

「あそびのタネをまく、地域おこし協力隊募集！」

山形県の日本海側、庄内地方のほぼ中心に位置し、山にも川にもすぐには足を運べる庄内町。米どころ庄内平野の中央部から霊峰月山まで南北に長い地形です。最上川をはさんで、北に酒田市、東に戸沢村、南東に大蔵村、南西に鶴岡市、三川町とそれぞれに接し、地形的にもまた道路・鉄路においても庄内地方と内陸地方を結ぶ分岐点であり、庄内地方への玄関口となっております。

活動拠点の庄内町狩川地区にある「風車村」は、日本三大悪風の清川だしを活かし、自治体が初めてとなる売電を実現した風力発電施設で風を学ぶ場として親しまれてきました。現在、風車村での風力発電事業は実施しておりませんが、ラベンダーやブルーベリー摘み取り体験、木製遊具やバッテリーカー広場等、地域の皆さんや来訪者が楽しめる家族連れが楽しめる場所として活躍しています。

そんな風車村は令和7年に30周年を迎え、新たなチャレンジをスタートしました。風車村敷地内の森を「風車村風の森」として、東北芸術工科大学の学生がツリーハウスを制作し、子どもたちが森で遊び、学び、地域の人と来訪者が森を通じてつながる場を創るプロジェクトが動き始めています。今後は、このツリーハウスを中心に森の遊び場をさらに充実させ、キャンプ場等を整備し、自然体験を通じて人と森がつながる場所へと育てていくことを目指しています。

このような背景のもと、森づくり・遊び場づくり・交流拠点づくりを、地域と一緒に活動する地域おこし協力隊を募集します。

1. 募集人数

1名

2. 活動目的（活動内容）

「活動目的」

- ・子どもたちが安心して自然とふれあい、遊び学べる場を広げること
- ・地域と来訪者がつながる新しい交流・体験の場を創ること
- ・キャンプや滞在体験など「森で過ごす風車村風の森」の形を築くこと
- ・将来的には、定住・自立を目指すこと

「主な活動内容の3つの柱」

① 森を育てるしごと（環境整備・遊び場づくり）

- ・ツリーハウスや木製遊具の手入れ、森の遊具づくり
- ・かぶと虫の森やどんぐりの森など遊び場エリアの整備
- ・植栽や間伐など森を守り育てる活動

② 森で遊ぶ・学ぶを創るしごと（イベント企画・運営）

- ・子ども向け自然体験、クラフト体験、探検会などの企画運営
- ・地域行事、学校、大学、団体との連携による体験イベント
- ・キャンプや体験型の活動に向けた準備・試行

③ 地域とつながるしごと（情報発信・協働交流活動）

- ・「風車村エコランド実行委員会」、地域組織、町内外の地域おこし協力隊や町の関係課、観光協会、企業、学校など多様な組織団体と連携し、地域おこし活動や移住定住を推進する活動
- ・Web や紙媒体、写真、動画、マスコミなどを活用した情報発信・記録・広報活動

- ・地域住民、来訪者との交流を通じた風車村の魅力づくり

3.募集対象

○次の要件を満たす方

- (1) 応募時点で年齢が概ね 25～45 歳の方
- (2) 自然体験、アウトドア、地域活動などに関わった経験がある方、または関心のある方
- (3) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を異動させた者であること。したがって、同一市町村内において異動した者及び委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）については、原則として含まないものであること。ただし、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）を終了した者（JET プログラム参加者としての活動2年以上、かつ JET プログラムを終了した日から1年以内）で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域で地域協力活動に従事する者は、住民票の異動にかかわらず、含めることとする。

また、「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させた者は含めることとする。

※詳しくは、総務省の「地域おこし協力隊」の関連ページご確認ください。

- (4) 地域おこしに理解と熱意を有し、地域住民等とコミュニケーションをとりながら積極的に活動できる方
- (5) 心身ともに健康で明るく、何事にも前向きに挑戦する意欲を持ち、誠実に活動できる方
- (6) 普通自動車免許を有する方（オートマチック車限定可）
- (7) 一般的なパソコン操作ができる方（ワード、エクセル、パワーポイント、メール、インターネット等）
- (8) 任期終了後も本町に定住し、起業・就業する意欲のある方
- (9) 地方公務員法第16条の欠格条項（禁錮以上の刑に処せられた者等）に該当しない方
- (10) 町の協力隊設置要綱を遵守し、責務を全うできる方
- (11) アウトドア・自然体験ツアー・遊び場づくりなどの勤務経験を有する方の採用を優先します。

4.活動拠点

山形県庄内町狩川地区「風車村」が活動の拠点となります。

〒999-6607 山形県東田川郡庄内町狩川字笠山 444-9

5.任用形態・任用期間

- (1) 協力隊員は町の委嘱を受け、地域おこし活動の対価として報償費（謝礼）の支給を受けませんが、町と雇用関係はありません。したがって、社会保険および雇用保険への加入はありません。国民健康保険、国民年金に各自加入していただきます。
- (2) 委嘱日は、令和8年6月を予定していますが、難しい場合は相談のうえ決定します。初年度の委嘱期間は、委嘱の日から令和9年3月31日までです。※次年度以降も年度ごとに委嘱します。委嘱期間の最長は、初年度の委嘱日から3年間です。
- (3) 協力隊員としての活動に支障がない限り、相談のうえ副業できるものとします。

6.活動時間

(1) 隊員活動は、1日7時間45分、週5日、月20日程度を原則とします。
活動によっては土・日・祝日の活動も含まれます。

(2) 謝礼を受けて活動を行わないことができる場合は、次のとおりです。

年末年始休暇	12月29日～1月3日
年次休暇	活動期間中1月につき1日
特別休暇	忌引きなど内容による期間
病気休暇	病気の内容による期間

7.謝礼

(1) 活動謝礼は、月額291,600円です。

※上記金額から15%程度の所得税が源泉徴収されます。

※活動中断期間中は謝礼の支給はありません。(出産・育児等により1年の範囲内で活動を中断するとき)

(2) 活動謝礼のほかに、賞与などの手当の支給はありません。

(3) 当月の活動謝礼は、活動報告書を確認し、翌月25日頃に指定口座に振り込みます。

(4) 月の活動日数が特別な理由がなく20日に満たない時は、1日当たり14,580円の日割り計算により支給させていただきます。

8.待遇・福利厚生

町は、協力隊員が円滑に活動できるよう地域住民や組織団体との橋渡しをしたり、予算の範囲内で多様な経費を支援するなど最大限応援します。

【町が応援すること】

(1) 活動期間中、本町内のアパートや貸家などの住居を町が用意し、町が家賃や損害保険料を負担します。

(2) 活動に使用する車両(軽ワゴン車など)を町が貸与し、町がレンタル料や保険料、燃料費を負担します。

(3) 活動に使用するパソコンなどの機器を町が貸与し、町がリース料等を負担します。

(4) 活動に使用するスマートフォンを町が貸与し、町が通信料を負担します。

(5) 活動に使用する机、椅子などの備品を町が貸与します。

(6) 活動に使用する消耗品費や印刷製本費を負担します。

(7) 活動に必要な研修や出張にかかる旅費を負担します。

(8) 活動に必要な資格取得にかかる講習費やテキスト代を負担します。

(9) 活動中のケガなどをカバーする傷害保険に加入し、町が保険料を負担します。

(10) 任期終了後の本町への定住や、起業・事業継承する場合は補助金などで支援します。

【協力隊員から負担していただく経費】

(1) 本町までの交通費、引っ越しに必要な経費

(2) 活動期間中の国民健康保険料、国民年金保険料

(3) 貸与された住居に係る光熱水費

(4) 活動期間中の個人の生活に必要な備品、消耗品費、通信費など

9.審査方法

【応募手続き】

(1) 応募受付期間

令和8年4月30日(木)まで(必着)又はメールにて下記応募先に提出してください。

※応募状況により期間を延長する場合があります。

※提出された書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

(2) 提出書類

当ホームページ又はJOINが運営する「地域おこし隊」ホームページから「庄内町地域おこし協力隊応募用紙」をダウンロードしていただき、顔写真を糊付のうえ必要事項を記入してください。

【選考】

(1) 第一次選考として書類審査、第二次選考として面接審査を行います。

(2) 第一次選考の結果は、応募者全員にメール及び文書で通知します。合格者に対しては、第二次選考の日程などを文書でお知らせします。

(3) 第二次選考の面接は町関係者により行い、合否の判定結果を全員にメール及び文書で通知します。

(4) 第二次選考会場(山形県庄内町役場 立川総合支所)までの交通費などは応募者の負担となります。

(5) 選考の経過や結果については、第一次及び第二次選考ともにお問合せには応じられませんので予めご了承ください。

10.注意事項

(1) 住民票の異動は、委嘱日以降に行ってください。委嘱日の前に住所を異動させると募集対象者でなくなり、委嘱の決定取り消しとなる場合があります。

(2) 協力隊員としてふさわしくないと町が判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。

11.応募・お問合せ先

山形県庄内町役場 立川総合支所 立川地域振興係

〒999-6601 山形県東田川郡庄内町狩川字大釜 22 番地

TEL : 0234-56-2860 (直通) FAX : 0234-56-2628

E-mail : tachiyazawa@town.shonai.yamagata.jp